

板橋区かわまちづくり
トライアル・サウンディング募集要項

板橋区かわまちづくり担当部

令和8年1月

令和8年8月一部改定

目次

1	板橋区かわまちづくりにおけるトライアル・サウンディングの実施目的	1
2	期待される効果	1
3	対象エリア	2
4	トライアル・サウンディングの流れ	3
5	トライアル・サウンディングの参画要件	4
6	募集方法	8
6.1	応募方法	8
6.2	注意事項	8
6.3	応募対象	9
6.4	応募書類	9
6.5	応募書類作成上の留意点	10
6.6	応募書類の取扱い	10
6.7	スケジュール	10
7	審査について	11
7.1	審査方法	11
7.2	審査結果の公表	12
7.3	募集・選定に関する留意事項	12
7.4	協議・調整	12
8	実施報告書・アンケートの提出について	12
9	関係書類書式	13
様式1号	利用申込書	13
様式2号	暫定利用提案書	14
様式3号	誓約書	23
様式4号	荒川河川敷の工作物緊急管理体制（出水時撤去計画）	24
様式5号	実施報告書	26
10	参考資料	27

1 板橋区かわまちづくりにおけるトライアル・サウンディングの実施目的

板橋区かわまちづくりは、荒川河川敷で板橋区らしい取組を実施することにより、区民に愛され安心感や一体感を持つことが「誇り」となるとともに、多くの人びとが集い、「にぎわい創出」につながる水辺空間の形成をめざしています。

このようににぎわい創出の検討にあたって、荒川の水辺空間の魅力を最大限に引き出すため、事業者等の創意工夫やノウハウを活用し、実装段階での課題や利用者ニーズ、持続可能な事業運営の可能性を事前に検証することを目的として「トライアル・サウンディング」を実施します。

本トライアル・サウンディングは、一時的なイベントとして完結させるものではなく、本格運営時には主体的に運営を担うことを検討している事業者等（「民間事業者」「法人」「団体」（以下、「事業者等」という。））を対象として実施します。

2 期待される効果

トライアル・サウンディングにより、次のような効果が期待できると考えています。

(1) 事業者等（暫定利用者側）のメリット

- ・ 暫定利用のため、リスク負担を少なくして参画することができます。
- ・ 事業公募前に、立地や使い勝手、必要な設備、投資額、採算性などの感触をつかむことができます。
- ・ 事業者等が持つアイデアと、自治体や対象エリアの利用者ニーズがマッチしているかを確認することができます（公募時の参加判断の材料を確認できます）。
- ・ トライアル・サウンディングで得た知見を自治体との対話で伝えることにより、条件面を含めた公民の意識の違いを解消できます。

(2) 板橋区（行政側）のメリット

- ・ 対象エリアが持つ市場性や事業継続性、ニーズなど、事業者等との対話を通じて幅広い検討材料を得ることができます。
- ・ 事業の本格実施に向けて整理すべき課題や、事業者等の公募条件に必要な要素等を明らかにすることができます。
- ・ 事業者等が費用を負担するため、本当に意欲のある事業者等を発掘することができます。
- ・ 事業者等の能力やノウハウを測ることができます。
- ・ 事業啓発及び今後の公民連携を盛り上げる機運を醸成できます。

3 対象エリア

本トライアル・サウンディングを実施する対象エリアは、以下の「トライアル・サウンディング対象エリア」となります。なお、計画区域内の河川敷は、都市公園に区分されています。

※詳細は、本要項の「参考資料」をご参照ください。

※対象エリア以外での実施を希望される場合は要協議となりますので、予めご了承ください。



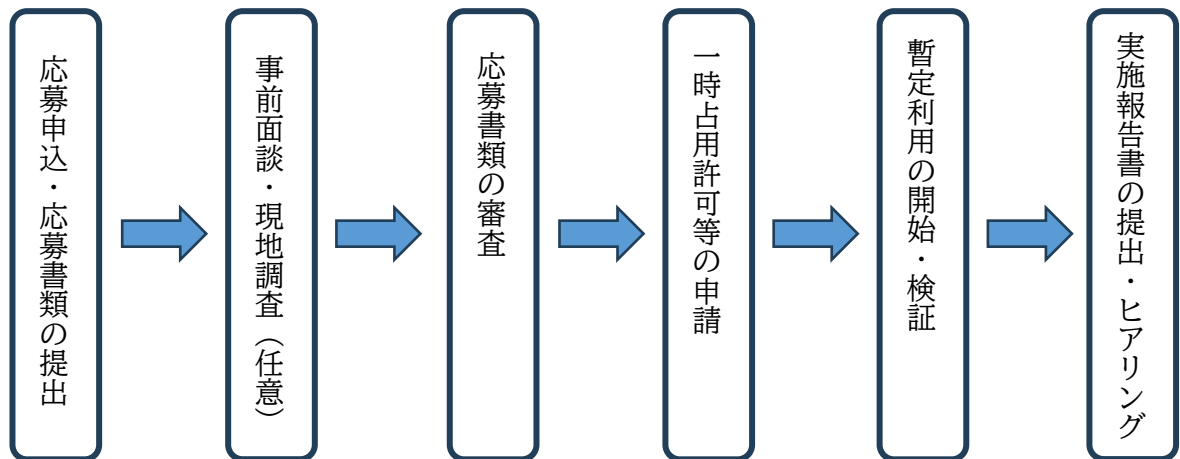
出典：荒川デジタル河川管内図

対象エリア	面積
エリア①：草地広場 ※板橋区運営のバーベキュー場として開放しているため、一部エリアが制限されます。	約 17,000m ²
エリア②：荒川戸田橋陸上競技場アスファルト部分 ※荒川戸田橋陸上競技場の工事のため、令和8年10月以降の使用はできない予定です。	約 1,100m ²
エリア③：戸田橋下駐車場 ※土日祝は一般利用者の駐車場として利用されているため、一部エリアが制限されます。	約 6,700m ²



荒川デジタル河川管内図を基に作図

4 トライアル・サウンディングの流れ



(1) 応募申込・応募書類の提出

応募する事業者等は、本要項「6 募集方法」を必ずご確認ください。え、事務局（板橋区かわまちづくり担当部かわまちづくり計画担当課（以下、「事務局」という。））までメールにて申込みをしてください。その際、事前面談・現地調査を希望する場合は、必要事項を明記してください。

(2) 応募書類の審査

事務局は、応募書類に記載されている提案内容が本トライアル・サウンディングの目的に適合するかを確認します。なお、審査基準については、本要項「7. 1 審査方法」をご覧ください。

(3) 一時占用許可等の申請

事務局は、利用希望エリアに応じて、一時占用届等を国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所（以下、「荒川下流河川事務所」という）へ提出します。許可書受領後、事務局より通知文を暫定利用者に送付いたします。

(4) 暫定利用の開始・検証（トライアル・サウンディングの実施）

事業者等は、提案内容に基づいて暫定的な利用を行うとともに、提案内容に示した効果について検証を行います。

(5) 暫定利用の終了・実施報告書の提出

事業者等は、暫定利用終了後、実績報告書等を事務局に提出してください。その際、必要に応じてヒアリング調査を行い、今後の持続可能な利活用や事業化に向けた課題等の抽出を行います。なお、本トライアル・サウンディングへの参加実績は将来、板橋区が行う公民連携事業に一切影響を及ぼすものではありません。

5 トライアル・サウンディングの参画要件

(1)実施期間	○令和8年4月1日（水）～令和9年2月28日（日） ○午前8時～午後5時までの時間内 （対象エリアの準備や片付けの作業を含む。時間外利用を希望する場合は別途、ご相談ください。） ○事業期間は、1つの事業提案につき、<u>1日以上</u>の実施（準備・撤収を含む）を<u>基本</u>とします。
(2)使用条件	①本トライアル・サウンディングの趣旨である「<u>荒川の水辺空間を活かしたまちづくり</u>」に合っていること。 ②一時的なイベントとして完結させる事業ではなく、<u>本格運営時には主体的に運営を担うことを検討している事業者等であること。</u> ③組織体制や収支計画が適正であり、実現可能な内容であること。 ④東京都板橋区立公園条例をはじめ関係法令を遵守すること。 ⑤下記URLの荒川下流河川敷ルールを遵守すること。 URL：https://www.ktr.mlit.go.jp/arage/arage00138.html （出典：荒川下流河川事務所ホームページ） ⑥荒川下流河川事務所及び板橋区が荒川の河川敷で同時期に事業等を行う場合は、協力及び使用に関する協議に応じること。 ⑦本トライアル・サウンディングに関連して発生した事故等については、事業者等が責任を負うものとし、必要に応じて損害保険、賠償責任保険等の保険に加入すること。 ⑧出水時の工作物撤去計画があり、<u>出水時の撤去対応が可能なこと。</u> ⑨対象エリアにおける<u>他の自由利用者を妨げないこと。</u> ⑩周辺環境に配慮し、対象エリアにごみや汚れがないように<u>清掃等を実施すること。</u>また、騒音対策、煙害、臭い、ごみ処分など<u>周辺環境に十分配慮すること。</u> ⑪事業により発生したごみや排水は、<u>必ず持ち帰り適正に処分すること。</u> ⑫対象エリアは暫定利用期間満了、<u>退去時には原状回復を行うこと。</u> ⑬本トライアル・サウンディングの開催または運営に関する第三者からの問い合わせ、クレーム、苦情等の一切につき、その負担と責任で対応するものとし、その実務を事業者等が負うこと。 なお、その内容については、電子メール（本要項「6.1 応募方法」のアドレスを参照）で事務局へ報告すること。 ⑭その他、問題等が発生した場合は、事務局との協議に応じるとともに

	指示に従うこと。
(3)対象外となる事業	○公衆の利用を著しく制約する恐れがあるもの。 ○騒音や悪臭等によって対象エリアにおける他の自由利用者に著しい迷惑を及ぼす恐れがあるもの。 ○対象エリアの工作物及び植栽等を損傷または汚損する恐れがあるもの。 ○「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第5項に規定する指定暴力団等の活動。 ○政治的または宗教的活動。 ○公序良俗に反し、または社会的な破壊の恐れがある活動。 ○その他、板橋区が荒川河川敷で実施する内容として不適切と判断する行為。
(4)飲食関係	○食品・酒類を販売される場合は、<u>原則キッチンカーでの実施のみ</u>とし、関連法規の遵守、保健所・税務署の指導に必ず従ってください。また、必ず下記内容を確認、同意のうえ、お申込みください。 ①キッチンカーを所有またはリースしている者がリース車両で出店する場合は、車検証の使用者と保健所発行の営業許可書の名義が同一であること。 ②保健所から板橋区でキッチンカーによる営業をすることができる営業許可書を有すること。 ③食品衛生責任者等の資格を有する者で、食品衛生法等関係法令を遵守できること。 ④生産物賠償責任保険(PL保険等生産物賠償に関する保険)に加入していること。 ⑤キッチンカーは緑地保護の目的から必ずアスファルト舗装された箇所もしくはゴムマット等を敷いた上に駐車すること。 ⑥事業者等は、必ずごみ箱をキッチンカー等の直近に見やすく設置し、排出するごみは持ち帰り、適切に処分すること。 ⑦未開封の缶(ビン)で酒類を販売する場合は、酒税法上の酒類販売免許が必要となります。なお、酒類の販売に関する税務署への申請は、出店者側で行ってください。詳しくは、 豊島税務署酒類指導官部門03-3984-2171にお問い合わせください。
(6)使用料・占用料	○無料（本トライアル・サウンディング実施期間中につき、対象エリアにおける使用料・占用料は免除とします。）
(7)費用負担	○事業に要する費用は、全て事業者等負担とし、事務局は、補助金、委託料、その他一切の費用を負担しません。

	○事業の利用料金等で得られた収入は全て事業者等の収入となります。 ○資金調達、物価・金利の変動、需要の変動等の事業に伴うリスクについては、全て事業者等の負担となります。
(8)設備	○電気・ガス・排水等の設備は対象エリアにないため、使用する場合は事業者等で準備してください。 ○音響や照明機材等、事業に必要な備品は全て事業者等で準備してください。 ○実施期間中の備品の保管が必要な場合は、別途ご相談ください。
(9)緊急時の対応	○大雨や台風などの緊急時は、水位上昇の危険があるため、警報や避難指示等を待たず、速やかに来場者を安全かつ迅速に避難させるとともに、使用する設備等は速やかに堤内地へ撤去すること。
(10)区による支援	○板橋区公式SNS等を活用し、広報啓発活動の支援を行います。 ※申込時期によって支援内容が異なりますので、別途ご相談ください。
(11)注意事項	○この他、応募にあたっては下記内容を確認・同意のうえ、お申込みください。 ①本トライアル・サウンディングの参加によって知り得た情報は、許可なく第三者に伝えることは禁じます。 ②個人情報を取得する場合は、適切に管理を行ってください。 ③対象エリアでの事業化にあたり、本トライアル・サウンディングへの参加有無は事業者等選定におけるインセンティブとはなりません。 ④使用許可を取得した後は、事業者等のホームページやSNS等で積極的に周知してください。 ⑤対象エリアの「草地広場」において、板橋区運営のバーベキュー場として開放しているため、一部エリアが制限されることがあります。予め協議させていただきますので、ご了承ください。 ⑥対象エリアの「荒川戸田橋陸上競技場アスファルト部分」において、荒川戸田橋陸上競技場の工事の関係で、令和8年10月以降の使用はできません。 ⑦対象エリアを来場用及び他に自由使用する利用者の駐車場として利用することはできません。 ⑧雨天時等の活用の判断は事業者等自らが行き、中止の際は自らが利用しているホームページやSNS等で周知及び事務局へ報告をお願いします。 ⑨荒天等により危険の恐れがある場合は、板橋区の判断により活用を中止させる場合がありますので、予めご了承ください。（※荒天や板橋区の都合等により、やむを得ず中止となる場合の補償等はありません。）

	⑩熱中症警戒アラートまたは熱中症特別警戒アラートが発表された際など、熱中症対策を徹底できているか確認し、中止、延期等の判断をお願いします。 ⑪天候や他主体による事業実施、工事等の実施により利用に制限が出る場合は、期間について事前に調整させていただきます。 ⑫想定来場者数等に照らして既設トイレが不足する場合は、事業者等の責任及び費用負担において仮設トイレ等を設置し、設置する仮設トイレ等の維持管理（清掃、消耗品補充等）及び撤去・原状回復についても事業者等が行ってください。 ⑬火気器具を使用する場合は、消火器等を用意するなど、志村消防署（03-5398-0119）等と調整を行ってください。 ⑭河川敷内を車両で通行する際は、<u>必ず事前に事務局に報告のうえ、事務局が発行する許可車両表示を添付し、利用者を最優先に速度20km以下で走行してください。</u>
--	--

6 募集方法

6.1 応募方法

受付期間内（令和8年1月13日（火）10時～令和9年1月28日（木）17時）に、応募書類を全て整えて、下記メールアドレスへ送付ください。

なお、ご不明な点等ございましたら申請前に下記まで問い合わせをお願いします。

■送付先：事務局「板橋区かわまちづくり担当部かわまちづくり計画担当課」

E-mail：d-kmkeikaku@city.itabashi.tokyo.jp TEL：03-3579-2529

6.2 注意事項

- （1）必ず募集要項をご確認のうえ、応募書類を全て整えた状態でご応募ください。
- （2）申請書類が10MBを超える場合、添付ファイルを複数の電子メールに分割して送信するか、ファイル便を活用して送信してください。なお、セキュリティの都合上、ファイル便にアクセスできない場合がありますので、その際は事務局が指定するファイル便を使用します。
- （3）申込メールの受信が確認できましたら、5日以内（閉庁日を除く）を目途に、受信した旨のメールを返信いたします。それを過ぎても返信がない場合は、事務局にお電話でご確認ください。
- （4）原則、事業実施希望日の1か月前までにお申込みください。
- （5）募集状況等により、再度募集を行う場合がありますので、予めご了承ください。
- （6）募集要項は、本トライアル・サウンディングの状況を踏まえ、適宜内容を更新することがございます。

6.3 応募対象

本トライアル・サウンディングにより暫定利用を希望する事業者等は、本格運営時には主体的に運営を担うことを検討していることが前提となります。

また、事業者等は募集要項に定める内容及び条件等を十分に理解し、かつ信用を有する者と、次の枠内のいずれかの項目に該当する場合は、応募資格を有しないものとします。

なお、審査終了までに該当した場合も応募資格を失うものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）または破産法（平成16年法律第75号）に基づく手続き開始の申立てをしている者。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続き開始の申立てがなされている者。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団をいう（以下「暴力団」という。）またはその統制下にある者。また、暴力団員及びその利益となる活動を行っている者が含まれている者。
- (5) 法令等の規定により許認可等が必要とされる場合において、許認可等の条件となる免許を有していない者。
- (6) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする者。
- (7) 政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することを主たる目的とする者。
- (8) 社会通念上不適当あるいは違法なものを販売する者。

6.4 応募書類

応募書類は、以下の書類を各1部提出してください。

- (1) 板橋区かわまちづくりトライアル・サウンディング利用申込書（様式1号）
- (2) 暫定利用提案書（様式2号）
- (3) 誓約書（様式3号）
- (4) 荒川河川敷の工作物緊急管理体制について（出水時撤去計画）（様式4号）
- (5) 営業許可証の写し （キッチンカーを出店される場合のみ）

6.5 応募書類作成上の留意点

以下の項目に留意して各提出書類を作成してください。

- (1) 応募書類の言語は日本語、単位はメートル法、通貨は日本国通貨を使用すること。
- (2) 応募書類で使用する文字の大きさは、原則として10.5ポイント以上とする。図を用いる場合等の文字については、この限りではないが、文字が十分読み取れる程度とすること。
- (3) 関係法令及び条例を遵守し、かつ本要項に記載された条件を満たすとともに、必要な協議確認を行ったうえ、応募書類を作成すること。
- (4) 応募書類作成及び提出に必要な諸経費は、事業者等の負担とする。

6.6 応募書類の取扱い

応募に関して必要と認める場合を除き、提出された応募書類は公表しません。また、提出された応募書類は一切返却しません。

6.7 スケジュール

項目	スケジュール
本要項の公表 本要項の一部改定	令和8年1月13日（火） 令和8年8月17日（月）
応募書類の受付	令和8年1月13日（火）10時 ～令和9年1月28日（木）17時
応募書類の審査・使用許可通知	応募書類受付後、2週間程度 ※応募内容により、使用許可通知までの期間は多少前後する場合がございます。
トライアル・サウンディング実施	令和8年4月1日（水）～令和9年2月28日（日）
実施報告書・アンケートの提出 ※必要に応じて追加ヒアリング実施	トライアル・サウンディング実施後、3週間程度
実施結果の公表	令和9年4月以降

7 審査について

7.1 審査方法

板橋区において、以下の審査基準に基づき、応募書類の審査を行います。また、必要に応じてヒアリングを実施します。

なお、本トライアル・サウンディングはイベントのみの参画は可能ではありますが、本格運営時には主体的に運営できる事業者等であることを要件としております。つきましては、募集要項「5 トライアル・サウンディングの参画要件」から提案内容が参画要件に該当しない場合や、逸脱していると判断する場合等は、審査対象外とさせていただきますので、予めご了承ください。

審査項目	内容
1 目的妥当性	板橋区かわまちづくりトライアル・サウンディングの趣旨である「荒川の水辺空間を活かしたまちづくり」に合致しているか。 (1)公民連携の主旨を理解し、高い効果が見込まれるか。 (2)市場性があり、地域活性化やにぎわい創出等、一定の効果が見込まれるか。 (3)荒川の水辺空間の魅力を引き出す内容であるか。 (4)一時的なイベントではなく、将来の利活用を前提としているか。 (5)明確に将来の運営者としての参画意向を確認することができるか。
2 実現可能性	(1)関係法令及び荒川河川敷のルールを遵守しているか。 (2)組織体制（責任者、連絡体制、スタッフ配置等）が明確に示されているか。 (3)準備、運営、撤去に係るスケジュールが妥当であるか。 (4)出水時の撤去に関する計画があり、対応可能な体制等が適正であるか。（撤去時の体制、撤去に要する時間等） (5)収支計画書が明確であるか。
3 来場者及び利用者への配慮と安全性	(1)来場者及び他に自由使用する利用者への配慮がされているか。 (2)来場者及び他に自由使用する利用者からの苦情や事故等の対応が適正であるか。 (3)雨天時等による活用の中止対応が適正であるか。
4 周辺環境への配慮と公共空間の適正管理	(1)占用施設の暫定利用期間終了後、退去時に原状回復することができるか。 (2)騒音対策、煙害、臭い、ごみ・排水処分など、周辺環境への配慮

7.2 審査結果の公表

審査結果は、応募書類受付後、**2週間**程度を目安に、暫定利用者として決定した者を対象に通知します。なお、審査の経過や内容、結果についての問い合わせには、一切応じません。

また、審査を実施した結果、一定の基準に達しない場合は暫定利用者を選定いたしませんので、予めご了承ください。

7.3 募集・選定に関する留意事項

- (1) 応募書類の提出後は、原則として記載内容の変更はできないものとします。
- (2) 事業者等が、次に掲げる事項に該当したときは、その者を選定の対象から除外し、または暫定利用者の決定を取り消すことがあります。
 - ① 応募書類に虚偽の記載があった場合
 - ② 応募資格を満たしていないことが判明した場合
 - ③ 著しく社会的信用を損なう行為により、事業者等が暫定利用者として業務を行うことについて、ふさわしくないと判断した場合
- (3) 同一時期に実施を希望する応募者が複数いる場合、実施場所、時期等について相談をさせていただく場合がありますので、予めご了承ください。

7.4 協議・調整

使用する期間等について、必要があると認めた場合、事務局とヒアリング等を実施し、協議・調整を行います。

8 実施報告書・アンケートの提出について

- ・ 本トライアル・サウンディング実施後は、実施報告書（様式5号）の提出、アンケート調査票の提出をお願いします。
- ・ アンケート調査票は、実施内容に応じ、事務局から配付します。なお、アンケートは、「暫定利用者向け」と「来場者向け」の2種類のアンケートを配付します。
- ・ 実施報告書（様式5号）には収支報告も含まれます。来場者との金銭の授受があった場合については、収支報告の提出をお願いします。ただし、収支報告の内容は公開しません。
- ・ なお、本トライアル・サウンディングの効果検証を目的として、必要に応じて追加資料の提出及びヒアリングの実施等を求める場合があります。

利用申込書

令和 年 月 日現在

(ふりがな) 1 事業者名(団体名称)等		
2 所在地		
(ふりがな) 3 代表者名		
4 担当者情報	○担当者名・所属： ○電話番号： ○メールアドレス：	
5 事業者もしくは団体情報	○設立年月日： ○社員数もしくは団体の所属人数： ○ホームページのURL：	
6 事前面談、現地調査	※事前面談、現地調査を希望する場合は左枠に○をつけてください。	
		事前面談 ※希望する場合は、候補日を複数あげてください。 (1) (2) (3)
		現地調査 ※希望する場合は、候補日を複数あげてください。 (1) (2) (3)

暫定利用提案書

1 事業者名等		
2 利用希望日	令和 年 月 日 () から令和 年 月 日 () まで ※その他、特記事項があれば以下に記入 ※設営から撤去日までを含む (例：上記の期間のうち、金土日祝日の利用を希望。)	
3 利用希望エリア	※希望するエリアの左枠に○をつけてください。	
※本要項の「参考資料」を参照。		エリア①草地広場
		エリア②荒川戸田橋陸上競技場アスファルト部分
		エリア③戸田橋下駐車場
4 事業概要	※資料があれば添付してください ※以下項目について、必ず記載してください。 (1)事業内容 (2)めざしている効果 (3)組織体制 (4)施工・撤去スケジュール (5)収支計画書 (6)利用者への配慮と安全性(入場動線や警備計画等) (7)苦情・事故等の対応(保険加入状況等を含む) (8)中止等の対応 (9)周辺環境への配慮等(騒音対策、ごみ処分等) (10)その他、必要事項	

5 応募動機・将来の運営者としての参画意向	
6 工作物等の配置図	※以下項目について、必ず記載してください。 (1)設置予定の工作物の寸法、個数 等 (2)利用予定エリアの配置図・面積 (3)必要に応じて、別紙や図面等の添付
7 備考	※その他、ご意見等がありましたら記載ください。

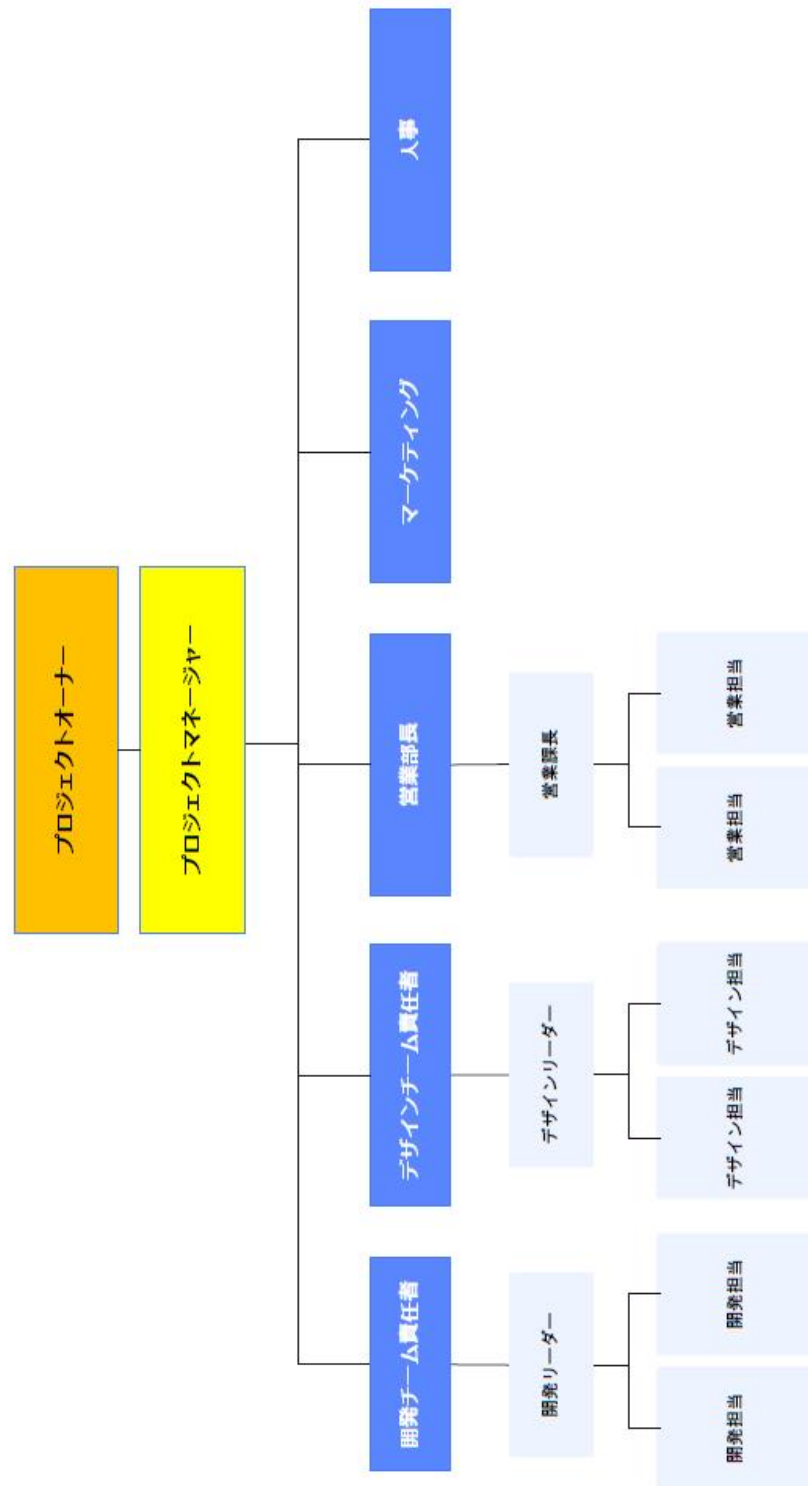
記載例

暫定利用提案書

1 事業者名等	(株)板橋太郎	
2 利用希望日	令和8年11月1日(日)から令和8年11月30日(月)まで ※上記の期間のうち、毎週土日祝日の利用を希望する。	
3 利用希望エリア	※希望するエリアの左枠に○をつけてください。	
	○	エリア①草地広場
	○	エリア②荒川戸田橋陸上競技場アスファルト部分 ※工事の関係で、令和8年10月から利用不可となります。
		エリア③戸田橋下駐車場
4 事業概要	※資料があれば添付してください ※以下項目について、必ず記載してください。 (1)事業内容「荒川リバーサイド事業」 【草地広場】 ・キッチンカー出店：板橋区産食材を活用したドリンク・軽食の提供 ・映画鑑賞会：大型スクリーンにて青空映画鑑賞会を実施 【荒川戸田橋陸上競技場アスファルト部分】 ・スケートボード体験：初心用の体験会を実施 (2)めざしている効果 荒川河川敷の豊かな自然環境を活かし、地域住民と来訪者が交流でき持続可能な拠点を創出する。 ・継続性重視の運営方針：単発イベントではなく、定期的な運営による地域への定着を目指す。 ・地域密着型の事業展開：板橋区内事業者との連携により、地域経済への貢献を実現する。 (3)組織体制 ①実施体制 事業責任者：○○○○(連絡先：090-○○○○-○○○○) 現場責任者：○○○○(食品衛生責任者資格保有) 安全管理責任者：○○○○(普通救命講習修了) 運営スタッフ：4名(シフト制、全員普通救命講習受講済み) ②組織図・緊急連絡網(別添1参照) (4)施工・撤去スケジュール 毎回の設営：利用日午前8時30分～9時30分 移動式設備の設置、安全点検、清掃確認 毎回の撤去：利用日午後4時～5時 設備撤去、清掃、ごみの分別・持ち帰り、安全確認	

	(5)収支計画書（別添2 参照） (6)利用者への配慮と安全性(入場動線や警備計画等) 【警備・安全管理計画】 ①営業時間中は安全管理責任者1名を常時配置 ②AED、救急セット、消火器を常備 ③来場者への注意喚起看板を適切に配置 ④河川敷内の車両通行は事前に板橋区へ報告し、許可車両表示を掲示。 歩行者最優先、速度20km以下で走行 ⑤緊急車両進入路を常時確保 ⑥施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険（PL保険）、傷害保険（スタッフ・ボランティア対象）加入 【入場動線計画】 ①河川敷アクセス路から事業エリアまでの案内サインを設置 ②バリアフリー動線を確保（車椅子・ベビーカー対応） ③他の自由利用者との動線交錯を避ける配置計画 ④緊急時避難経路を複数確保し、明示 【緊急時対応計画】 ①医療緊急事態 応急処置実施、119番通報、板橋区への報告（24時間以内） ②気象警報発令時 事業中止判断（事務局に確認含む）、来場者の安全な避難誘導。 熱中症警戒アラートまたは熱中症特別警戒アラート発表時は、熱中症対策を確認し、必要に応じて中止・延期を判断。中止時はホームページ・SNS等で周知及び事務局へ報告 ③火災等：初期消火、避難誘導、関係機関への通報 (7)苦情・事故等の対応(保険加入状況等を含む) ①現場対応後、内容を板橋区へメール報告。対応が長期にわたる場合は、交渉状況等を随時報告する。 ②事故等により賠償金等が発生した場合は、加入している損害保険で対応する。 (8)中止等の対応 当日朝6時までに判断し、弊社HP・X等で来場者への周知を行う。 (9)周辺環境への配慮等(騒音対策、ごみ処分等) ①廃棄物処理：分別ごみステーション設置、全廃棄物の持ち帰り処分 ②排水処理：事業により発生した排水は必ず持ち帰り、適正に処分 ③清掃管理：営業時間中の随時清掃、終了後の全エリア清掃・点検 ④原状回復：利用期間満了時または退去時には原状回復を実施 ⑤騒音対策：音響の位置・音量の調整を入念に行い、他に自由使用する利用者に迷惑がかからないように対応する。
--	---

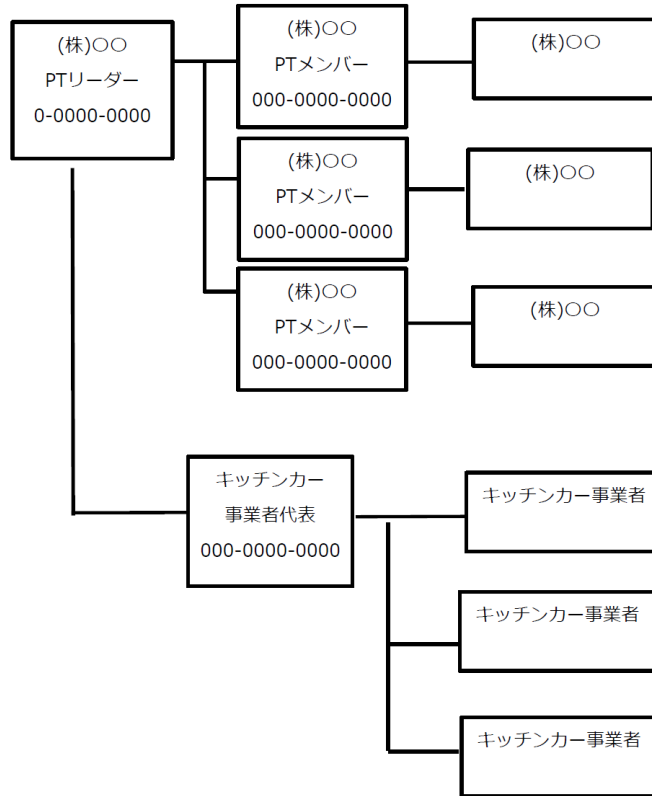
	(10)その他、必要事項
5 応募動機・将来の運営者としての参画意向	【応募動機】 都心近郊でありながら豊かな自然環境を有するこの空間を、地域住民の憩いの場として、また新たな交流拠点として活用することで、板橋区の魅力向上に貢献したいと考えため、応募する運びとなった。 【将来の運営者としての参画意向】 本トライアルにて、利用者ニーズの把握、運営ノウハウの蓄積、地域との連携体制の構築、安全管理体制の確立することで、本格運営・継続的運営主体としての参画手段を検討していく。(Park-PFIや指定管理者制度) ➡板橋区かわまちづくりの長期的なパートナーとして、責任ある運営主体となることを強く希望する。
6 利用時の配置図	※以下項目について、必ず記載してください。 (1)設置予定の工作物の寸法、個数 等 ・キッチンカー (W3.0m×D2.5m×H2.8m) : 3 台 ・屋外用テーブル (W1.2m×D0.8m) : 8 台 ・屋外用チェア : 32 脚 ・日除けテント (W4.0m×D4.0m) : 3 張 ・本部用テント (W3.0m×D3.0m) : 4 張 ・案内・掲示板 (W1.5m×H2.0m) : 2 基 ・分別ごみステーション (W2.0m×D1.0m) : 1 箇所 ・AED・救急用品収納ボックス : 1 基 ・消火器 (10 型) : 2 本 (2)利用予定エリアの配置図・面積 別添資料 3 参照 (3)必要に応じて、別紙や図面等の添付
7 備考	



〇〇〇〇 緊急連絡網

区への連絡はPTリーダーより行う。

2025/ / 更新



(別添資料2)

収 支 計 画 書

○行事等の名称：荒川リバーサイド事業

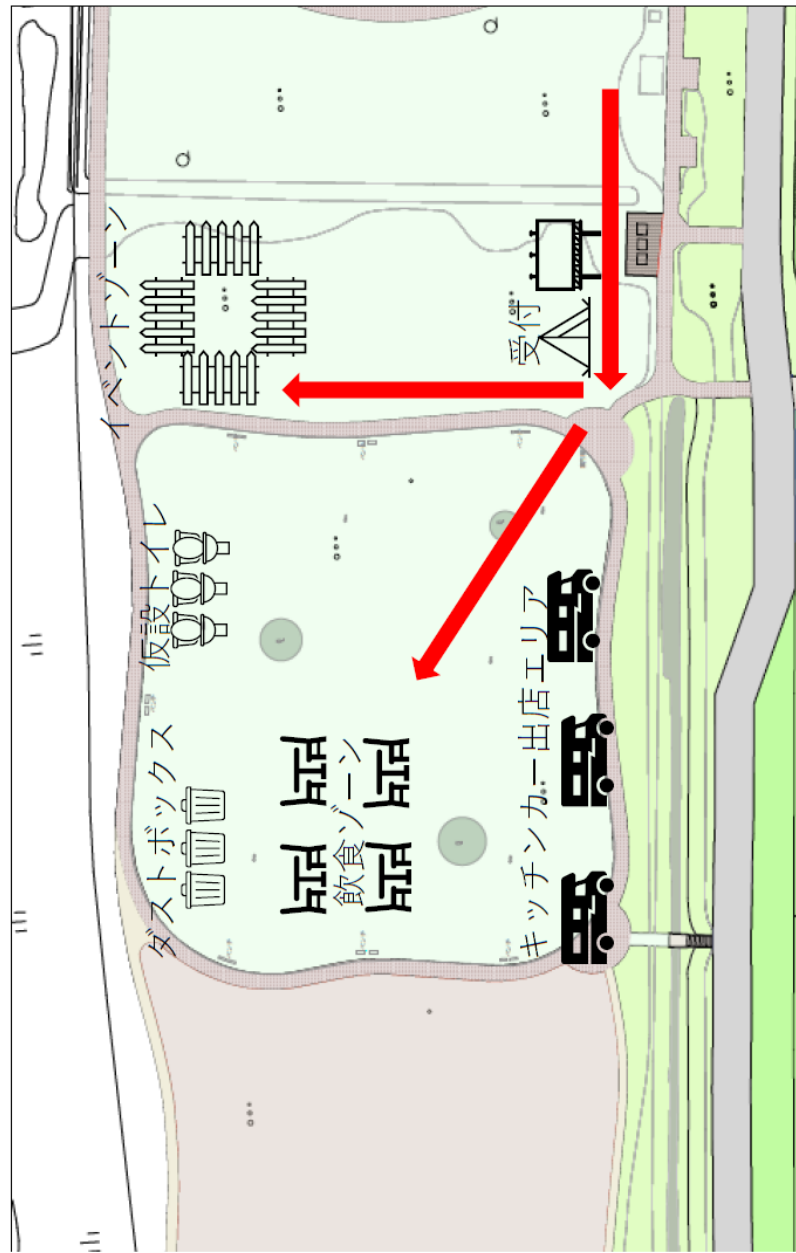
1. 収入の部

費目	内訳	金額 (円)
自己資金		〇〇〇〇〇
来場者参加費	〇〇円×〇〇人	〇〇〇〇〇〇
協賛金等	〇〇協会 〇〇〇円 ××会社 ×××円	〇〇〇〇〇
キッチンカー売上	〇〇円×〇〇個	〇〇〇〇〇〇
雑収入		〇〇〇〇
合 計		〇〇〇〇〇〇〇〇

2. 支出の部

費目	内訳	金額 (円)
キッチンカー出店料	〇〇〇〇×〇社	〇〇〇〇〇
団体謝礼	〇〇〇〇×〇人	〇〇〇〇〇〇
交通費	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇
印刷費	〇〇〇〇×〇〇	〇〇〇〇〇〇
通信運搬費	〇〇〇〇×〇〇	〇〇〇〇
広告費	〇〇〇〇×〇〇	〇〇〇〇
資料代	〇〇〇〇×〇〇	〇〇〇〇
〇〇〇費	〇〇〇〇×〇〇	〇〇〇〇〇〇
雑費		〇〇〇〇
合 計		〇〇〇〇〇〇〇〇

会場レイアウト



-  テント(2k×3k) 2張
-  コーン バー 20個 10個
-  A型看板 2個
-  仮設トイレ 3台
-  ごみ箱 3個
-  長机 8台 椅子 16脚
-  キッチンカー 3台
-  来場者動線

誓 約 書

令和 年 月 日

(宛先) 板橋区長

所 在 地

名称又は商号

代表者職氏名

印

板橋区かわまちづくりトライアル・サウンディング実施要項（以下、「要項」という）に基づく利用申請にあたり、要項その他関係法令等を遵守するとともに、下記に掲げる事項について、誓約します。

記

1. 利用申請に関する提出書類の全ての記載事項は、事実と相違はありません。
2. 要項「5 トライアル・サウンディングの要件」を全て満たします。
3. 万が一、誓約内容に相違があった場合は、本利用申請に係る利用許可が取り消されることについて、異議を申し立てません。
4. 事業の実施により、板橋区または第三者に与えた損害については、その一切の責任を負います。

荒川河川敷の工作物緊急管理体制について（出水時撤去計画）

1 出水時撤去体制の確立

気象情報等により、板橋区地域において降雨のため荒川の水位が上昇する恐れがあると認められた場合、_____が本部長となり、工作物撤去対策本部を設置する。

本部設置に伴い、撤去班に召集連絡開始及び協力者に出勤を要請する。

2 実働体制

気象情報、電話（03-3902-2393）、インターネット（<http://www.ara.go.jp/araajo/>）等の水位状況を基に荒川治水橋地点での推移がAP7.0mに達したならば、直ちに工作物撤去班人員__名は占有地に急行した後、工作物の撤去を開始し、速やかにトラック等により、_____に搬出する。

また、夜間にAP+7.0mに達することが予想される場合などで対応が困難と想定される場合は、事前に撤去対応を実施する。

なお、撤去及び整地が完了した後、作業前と同じ位置・角度で写真を撮影し、現状が回復されたことを確認のうえ、写真を添えて事務局に報告いたします。

暫定占用地までの所要時間（片道）	分
合計	分

昼間

撤去人員	名
合計	名

夜間

撤去人員	名
合計	名

3 工作物撤去所要時間

工作物の名称	数量	所要時間	人員	備考
合計		分		

4 工作物撤去方法

撤去人員（ 名、協力者 名）トラック 台を出動させ、工作物の撤去にあたる。

- ・解体に要する時間 分
- ・搬出に要する時間 分
- ・合計 分

5 別添添付資料（※以下、資料を添付してください。）

（1）出水撤去体制組織図

（2）搬出経路

記載例

荒川河川敷の工作物緊急管理体制について（出水時撤去計画）

1 出水時撤去体制の確立

気象情報等により、板橋区地域において降雨のため荒川の水位が上昇する恐れがあると認められた場合、(株)〇〇PTリーダーが本部長となり、工作物撤去対策本部を設置する。

本部設置に伴い、撤去班に召集連絡開始及び協力者に出勤を要請する。

2 実働体制

気象情報、電話（03-3902-2393）、インターネット（<http://www.ara.go.jp/arajo/>）等の水位状況を基に荒川治水橋地点での推移がAP7.0mに達したならば、直ちに工作物撤去班人員6名は占有地に急行した後、工作物の撤去を開始し、速やかにトラック等により、(株)〇〇の倉庫（板橋区〇丁目〇〇）に搬出する。

また、夜間にAP+7.0mに達することが予想される場合などで対応が困難と想定される場合は、事前に撤去対応を実施する。

なお、撤去及び整地が完了した後、作業前と同じ位置・角度で写真を撮影し、現状が回復されたことを確認のうえ、写真を添えて事務局に報告いたします。

暫定占用地までの所要時間（片道）	30分
合計	1時間

昼間

撤去人員	6名
合計	6名

夜間

撤去人員	6名
合計	6名

3 工作物撤去所要時間

工作物の名称	数量	所要時間	人員	備考
テント	2張	10分	6名	
仮設トイレ	3個	10分	6名	
コーン・バー	20個・10個	5分	6名	
ゴミ箱	3箱	5分	6名	
長机	8台	5分	6名	
椅子	16脚	5分	6名	
A型看板	2個	10分	6名	
キッチンカー	3台	10分	6名	
合計		1時間		

4 工作物撤去方法

撤去人員（6名、協力者8名）トラック2台を出動させ、工作物の撤去にあたる。

- ・解体に要する時間 30分、・搬出に要する時間 30分
- ・合計 1時間

5 別添添付図書（※以下、資料を添付してください。）

- （1）出水撤去体制組織図（図1）
- （2）搬出経路（図2）

実施報告書

1 事業者名(団体名称)	
2 実施内容	※以下内容を明記してください。 (1)実施期間 (2)使用エリア (3)事業内容 (4)写真(実施状況が分かるもの)
3 来場者数 ※全体及び各日の来場者数を明記すること。	
4 収支報告 ※収入・支出、それぞれ内訳を明記すること。	
5 事業実施の効果	
6 事業実施における課題	
7 板橋区への意見	

※必要に応じて、別紙や図面等を添付してください。

※実証実験実施後、3週間程度を目安に、アンケート調査結果とともに事務局へ提出してください。

エリア① 草地広場

1 基礎情報

所在地	東京都板橋区新河岸一丁目
種別	河川敷地 都市公園(荒川戸田橋緑地の一部)
敷地面積	約 17,000m ² (約 150m×115m)
常設工作物	トイレ(内訳:男子1台、女子1台、車椅子1台(エリア②と共用))
過去の活用事例	音楽フェス、バーベキュー等

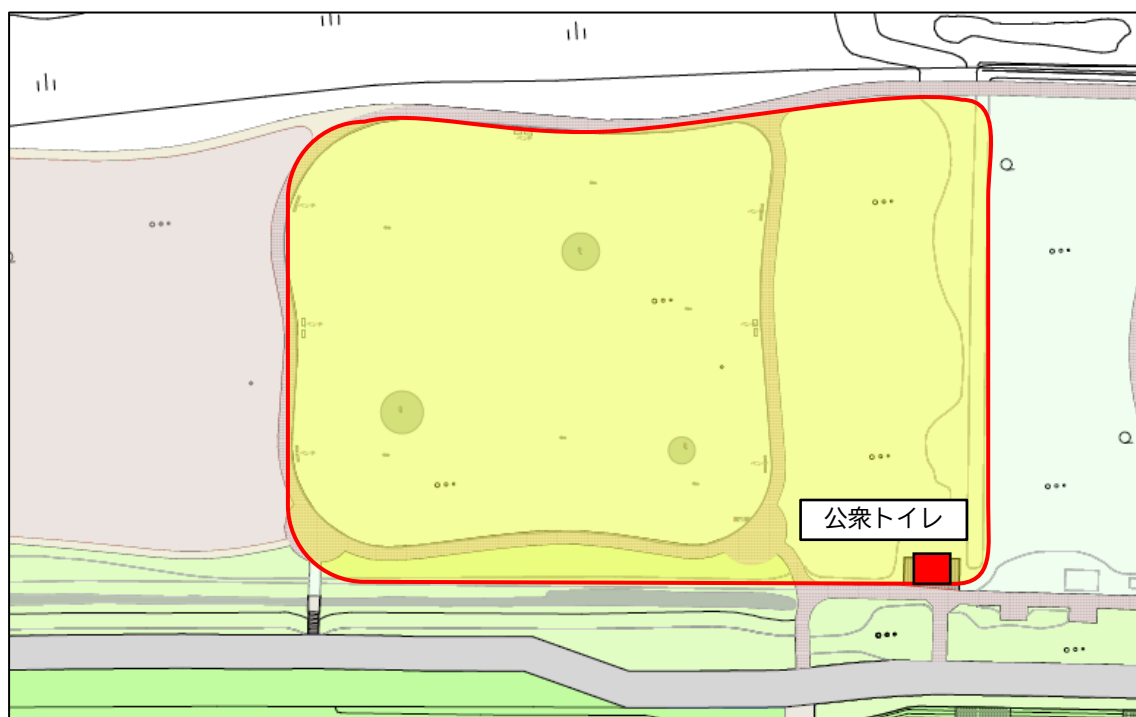
2 対象区域写真等



荒川デジタル河川管内図を基に作図



音楽フェスでの活用例(R7.4.18～4.19)



エリア② 戸田橋陸上競技場アスファルト部分

1 基礎情報

所在地	東京都板橋区舟渡四丁目 7 番
種別	陸上競技場附属施設
敷地面積	約 1,100m ² (約 80m×14m)
常設工作物	トイレ(内訳:男子 1 台、女子 1 台、車椅子 1 台(エリア①と共用))
過去の活用事例	展示スペース、イベント設営基地、イベント関係者用臨時駐車スペース等

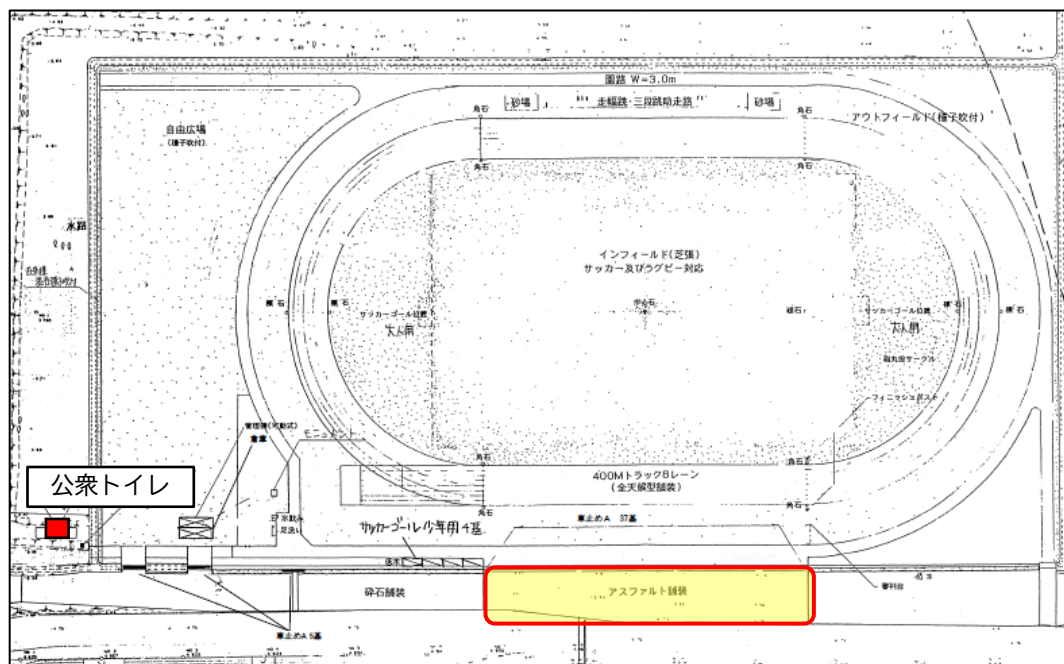
2 対象区域写真等



荒川デジタル河川管内図を基に作図



戸田橋陸上競技場アスファルト部分の現状



エリア③ 戸田橋下駐車場

1 基礎情報

所在地	東京都板橋区舟渡地内
種別	河川敷地内臨時駐車場
敷地面積	約 6,700m ² (約 48m×140m)
常設工作物	トイレ(内訳:共用1台)
過去の活用事例	荒川河川敷利用者向け駐車場

2 対象区域写真等



荒川デジタル河川管内図を基に作図



駐車場の現状

